

平成29年度（第6回）

## 岐阜県マッチプレーゴルフ選手権競技（予選）

◆ 開催日 : 平成29年 8月 4日（金）

◆ 会場 : 法仙坊ゴルフ倶楽部

一般社団法人  
岐阜県ゴルフ連盟  
競技委員長 後藤 修

### ◎ ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則と本ローカルルールを適用する。別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールまたは競技の条件の違反の罰は2打

## ローカルルール

### 1. アウトオブバウンズ（規則27）

- ① アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- ② 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。

### 2. ウォーターハザード（ラテラル・ウォーターハザードを含む）（規則26）

ウォーターハザードは黄杭、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭をもってその限界を標示する。

- ① ウォーターハザードの限界の一部がアウトオブバウンズの境界で定められている場合、その限界はアウトオブバウンズの境界と一致する。

### 3. 異常なグラウンド状態（規則25）

- ① 修理地は白線と青杭で標示する（定義「修理地」参照）。
- ② スルーザグリーンの張芝の継ぎ目については附属規則 I (A) 3 e を適用する。
- ③ パッティンググリーンの前後のペイントマークと、スルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合（スタンスの障害は除く）、規則25-1 b に基づく救済を受けることができる。

### 4. 障害物（規則24）

- ① 排水溝は動かさない障害物とみなす。
- ② 動かさない障害物に接している他の動かさない障害物は一体の障害物とみなす。
- ③ 動かさない障害物に接した白線で繋がれた区域内はその障害物の一部とみなす。
- ④ 防球ネットが動かさない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決めなければならない。
- ⑤ 14番ホールにおいて、カート道路またはそれに接している枕木が、スタンスや意図するスイング区域の障害となる場合、プレーヤーは規則24-2 b (i) の処置、または追加の選択肢として指定ドロップ区域からプレーすることができる。

## 5. コースと不可分の部分

- ① 巻物、ワイヤ、ケーブル等で樹木に密着している部分
- ② ウォーターハザード内にある護岸用の構築物
- ③ コース内を造形する岩組や枕木並びに露呈している岩石

## 6. パッティンググリーン上の芝の張り替え跡

パッティンググリーン上の芝の張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じものとみなし、規則16-1cに基づき修理することができる。

## 7. パッティンググリーン上で偶然に球を動かす原因となったプレーヤーに罰を課さないローカルルール（規則18-2、18-3、20-1の修正）

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。

その球やボールマーカーは規則18-2、18-3、そして規則20-1に規定されている通りにリプレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。

# 競 技 の 条 件

## 1. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

## 2. クラブと球の規格

- ① 適合ドライバーヘッドリスト(附属規則I(B)1a)を適用する。
- ② 溝とパンチマークの規格は、岐阜県ゴルフ連盟主催競技では、適用しない。
- ③ 公認球リスト(附属規則I(B)1b)を適用する。

## 3. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。

**この条件の違反の罰は競技失格とする。**

## 4. 険悪な気象状況によるプレーの中断（規則6-8b注）

附属規則I(B)4を適用する。通報は以下の通り。

通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

注：険悪な気象状況による中断中は、委員会が開放と宣言するまで、すべての練習施設は閉鎖となる。閉鎖されている施設で練習しているプレイヤーは参加を取り消されることがある。

## 5. 練習

ホールとホールの間では、プレイヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。

**この競技の条件の違反の罰や処置は、『ゴルフ規則付 I (B) 5 b』を適用する。**

## 6. 移動

正規のラウンド中のゴルフカートの使用を認める。カートは共用する競技者同士が操作するものとし、カートを操作することを目的として特定の者を雇ってはならない。カートは競技者の携帯品の一部とする。

- ① 共用のカートとそれに乗っている人や物は、球が関連している時は、すべて球の持ち主の携帯品とみなす。但し、カートが運転されている間は、そのカートとそれに乗っている人や物は、すべて運転している競技者の携帯品とみなす。
- ② カートを共用している競技者以外の者のカート使用は禁止する。**カートを不正に使用したり、不正使用を許した競技者の罰は、違反があった各ホールに対し 2 打。ただし、1 ラウンドにつき最高 4 打まで。**ホールとホールの間で違反があったときは、罰は次のホールに適用となる。
- ③ カートは、同伴競技者間で交互に操作するものとする。但し運転免許を持たない競技者は、カートを操作しないこと。

## 7. キャディー

正規のラウンド中、プレイヤーのキャディー使用は禁止する。

**この競技の条件の違反の罰や処置は、『ゴルフ規則付 I (B) 2』を適用する。**

注：9 番ホールから 10 番ホールへ向かう間、または 18 番ホールから 1 番ホールへ向かう間のカート道路において、補助要員がカートを操作することを認める。

## 8. スコアカードの提出 (裁定 6-6 c / 1)

提出エリア方式を採用する。

## 9. タイの決定

競技規定に定める。

## 10. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

## 11. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

## 注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールディンググランド付近に掲示して告示する。
2. 競技の条件で規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
4. 9ホール終了後、プレーを遅らせなければクラブハウスに立ち入ることができる。
5. 練習は指定練習場にて行い、打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1人 1コイン (20球)を限度とする。
6. ティーマーカーは青色とする。
7. 練習ラウンドは1個の球でプレーすること。
8. コース内では、携帯電話を使用しないこと。
9. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
10. 委員会は規則33-7に基づきエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
11. 平成29年度 一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟 主催・主管競技 服装規定を厳守し、コース上にいる人に対して不快感を与えないよう心配りをする。また、安全上・健康上、プレー中は必ず帽子（ひさし付）を着用すること〔バイザーも可〕。着帽をしない場合は、競技会への出場を禁止する。

## 追 記

1. 朝食の用意は、午前 6 時 00 分よりとする。
2. 練習場の利用は、午前 6 時 00 分よりとする。
3. 昼食はハウス食堂およびコース売店を利用すること。
4. バックは口径9.5インチ、重量は13キロを超えないようにすること。
5. セカンドキャディーバッグ（サブバッグ）の使用は認めない。

## 指 定 練 習 日

1. 指定練習日は7月24日（月）から8月3日（木）の平日うち、2日間とする。  
指定練習日は前もって〔法仙坊ゴルフ倶楽部〕に申込予約すること。

TEL…0574-27-3111

申込みは当該練習日の1週間前にて締切る。

※指定練習日のキャンセルについては、キャンセル料が発生することがある。

詳細は会場倶楽部に確認すること。

## 指定ドロップ区域〔注〕

競技者が指定ドロップ区域を使用する場合、ドロップや再ドロップに関して次の規定が適用となる。

- (a) 競球をドロップする際に、競技者は必ずしも「指定ドロップ区域」内に立ってドロップする必要はない。
- (b) ドロップされた球は「指定ドロップ区域」内の**コース**上に最初に落ちなければならない。
- (c) 指定ドロップ区域を標示する白色の線は「指定ドロップ区域」内とする。
- (d) ドロップした球は必ずしも「指定ドロップ区域」内に止まらなくても良い。
- (e) ドロップした球が
  - (イ) **ハザード**内に転がり込んだとき、
  - (ロ) **グリーン**上に転がり込んだとき、
  - (ハ) **アウトオブバウンズ**に転がり込んだとき、(ニ) ドロップした際に球が**コース**上に最初に落ちた箇所から2クラブレンジス以上転がって止まったとき、  
には、再ドロップしなければならない。
- (f) ドロップした際に球が「指定ドロップ区域」内の**コース**上に最初に落ちた箇所から2クラブレンジス以内の所に止まり、しかも前記(e)で取り上げられているどの場所にも入っていないときは、ドロップした球が転がって行って**ホール**に近づいても良い。
- (g) 前記の(e)と(f)の条件を満たしていれば、ドロップした球が転がって行って元の位置やその推定位置よりもホールに近づいて止まっても良い。